

園バス管理運行規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光塩福祉会（以下「法人」という）の認定こども園塩山愛育園（以下「本園」という）に入園している園児の園外保育用として、道路運送法第73条3項の有償運送許可に基づく園バス(以下「バス」という)の運行に関する必要な事項を定め、安全かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(利用者)

第2条 入園している園児を対象とする

(配置)

第3条 本園にバス1台を配置する

(運行管理責任者)

第4条 バスの管理責任者は園長とする

- 2 運行管理責任者は、バスの運行管理及び乗車する職員・園児の事故防止について責任を負うものとする
- 3 運行管理責任者は、専任運転手（満21歳以上の職員）以外の者にバスを運転させてはならない。ただし、特別に必要がある場合はこの限りではない
- 4 運行管理責任者は、バスを当法人の園児以外の者に利用させてはならない。ただし、特別に必要がある場合はこの限りではない
- 5 運行管理責任者は、道路交通法第75条の3の規定により安全運転管理者を設けなければならない

(運転者)

第5条 バスの運転手は、原則として満21歳以上の職員とする

(運転者の留意事項)

第6条 運転手は、バスの走行に関して責任を負うものとする

- 2 運転手は、常に健康保持に努め、車両の運転に支障が出ないように努めなければならない
睡眠不足、その他健康を害してる場合は、運転責任者にその旨を届け、支持を受けるものとする
- 3 運転手はバスの運転にあたり、道路関係法令及び関係法令を遵守するほか、次のことに留意しなければならない
 - (1) 人命尊重を第一とし、譲り合いの精神をもって運転すること
 - (2) 常にあらゆる事態に対応できるよう、余裕を持って運転すること
 - (3) 「ま、いっか！」運転は厳に行ってはならない
 - (4) 路面の凍結、未舗装、狭い道路等危険が予測される場合は、不測の事故に備え、特に安全運転に心掛けること
 - (5) ハンドル、ブレーキ、その他の車両装置を確実に操作し、無理な運転をすることなく、自己の技能に応じた安全速度で運転すること
 - (6) 使用中に故障を発見したときは、臨機の安全措置を行うこと
 - (7) バスを離れるときは、事故及び盗難防止のために必要な措置を行うこと
 - (8) 毎回運転開始前に始業点検基準（昭和26年運輸省第70号）に定める始業点検を行

わなければならない

- (9) 終業時には、車体の清掃に努めると共に、故障の有無を調べ対応する。また、車両を所定の格納庫・駐車場所に収納・駐車し、雨、雪及び盗難防止のために必要な措置を講じること
- (10) その日の運行を「園バス運転日誌」に記入し、必要に応じ運転管理責任者に提出しなければならない
- (11) 人身事故、物損事故等が発生したとき、事故の大小・軽重を問わず直ちに運転管理者に報告し、かつ「園バス運転日誌」に記載しなければならない
- (12) 運転前に保険会社と連携している車載ドライブレコーダーの通信状況の確認を行う

(添乗者)

第7条 バスの運行にあたっては、園児の乗降補佐及び車内における園児の安全を図るため職員の添乗を行う

(気象警報発令時の対応)

第8条 園長は、バスの運行時間帯において地域に気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雨、暴風雪、大雪）が発令された時は、バスの運行を中止するものとする

(損害賠償)

第9条 園児が乗車してから降車するまでの間に発生した事故については、法人の責任とする

2 不測の人身事故及び物損事故に備えて任意保険に加入し、任意保険の範囲内で賠償するものとする